

産業廃棄物処分業許可証

住所 群馬県邑楽郡板倉町大字下五箇1865番地
 氏名 ウム・ヴェルト 株式会社
 代表取締役 小柳 明雄

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事

上田 清司



許可の年月日 平成22年10月4日

許可の有効年月日 平成29年7月31日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

中間処分業

破碎：廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上4種類

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに名称、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

施設等の所在地

埼玉県久喜市河原井町7番地の1 以上 1 箇所（面積851.47㎡）に限る。

処理施設及び保管施設の概要は裏面のとおり。

3. 許可の条件

(1) 中間処分及び処分は、2. に掲げる場所で行うこと。

(2) 破碎処理は、可燃物（廃プラスチック類、木くず）と不燃物（金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず）とを区別して行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	指令番号	変更内容
平成12年8月1日	指令廃指第368号	新規許可
平成13年4月3日	—	変更届（事業場面積の縮小）
平成16年5月7日	—	変更届（事業場面積の縮小）
平成22年10月4日	指令東環第10-3号	更新許可
平成24年3月12日	指令東環第114-10号	優良確認

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有・無